## 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月15日提出

【計算期間】 第32期(自 2025年1月16日至 2025年7月15日)

【ファンド名】 WTI原油価格連動型上場投信

【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 松永 みどり

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 03-6843-1413

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、対象指標の変動率に連動する投資成果(投資信託財産の1口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致することをいいます。)を目指して運用を行います。 ファンドの基本的性格 1)商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対象地	地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国体	1	株 式 债 券	MMF	インデックス型
	海	F	不動産投信	MRF	
追加型投信	内夕	<b>F</b>	その他資産 (商品先物)	ETF	特殊型
			資産複合		

## (注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般	年 1 回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		日経 225
债券			あり	
一般 公债	年 6 回 (隔月)	欧州	( )	
社债	- N-05560080	アジア		
その他債券	年 12 回	95 20		TOPIX
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			なし	
その他資産	その他 ( )	アフリカ		その他 (WTI原油先物)
(商品先物)		中近東		
		(中東)		
資產複合		20.000		
() 资産配分固定型 资産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

<sup>〈</sup>商品分類の定義〉
1.単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをい

- (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファン ドをいう
- 2. 投資対象地域による区分
  - (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の 記載があるものをい
  - (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ (3) 対外・日間発音をは投資信託的款において、国内及び海外の資産による投資収益を契負的に源泉とする自の記載があるものをいう。
  3.投資対象資産による区分
  (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が
- - あるものをいう

  - あるものをいう。
    (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
    (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
    (4)その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
    (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
    独立した区分
- 4.独立した区分

  - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年の12年8月)第12条第1号次で第2号に規定する証券投資信 託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

- < 補足として使用する商品分類 > (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
  (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 きで付記できるものとする。

## <属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
  - (1)株式

    - で般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
  - (2)債券

    - 一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関 債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

    - つ。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
    - でいる。 をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から 「低格付債」等を併記することも可とする。 から の「発行体」による区分のほ に掲げる区分に加え「高格付債」 から
  - (3)不動産投信
  - これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
  - (4)その他資産
  - 組入れている資産を記載するものとする。 (5)資産複合
- (3) 頁座復行 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 2.決算頻度による属性区分 年1回:日論目書又は投資信託約款において、年1回は管本ストの記載があるよりま
- 2. 決算頻度による属性区分 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
- - グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

  - をいう。 北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある
  - ものをいう。 欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある
  - ものをいう。 アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする
  - の記載があるものをいう。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記

・載があるものをいう。 中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の

記載があるものをいう。 エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地

4.投資が態による属性区分 ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の 記載があるものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

パプル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うととも に各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものを

にう。 条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。 ロング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追収を目的である。

求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあ るいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法 人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。 上記は、

## ファンドの特色

#### ■主要投資対象

当ファンドは、主として米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連する商品投資等取引 に係る権利に投資します。

※ 対象指標は、ニューヨーク商業取引所(以下「NYMEX」といいます。)におけるLight, Sweet Crude Oll Futures(以下「WTI 原油先物」といいます。)の直近限月の清算値を円換算で表示した価格です。

WTI原油先物の価格は、1パレル当たり、米ドルで表示されます。

円換算には、原則として対顧客相場の仲値を用います。

なお、West Texas Intermediate原油、通称 WTI原油はNYMEXのLight, Sweet Crude Oil Futuresの受渡供用品の代表的な ものです。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

取引所における売買

場 . 2009年8月3日 H  $\Box$ 場 上 場 市 東京証券取引所

売 75 辫 位 1 口単位

丰 数 驱 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

#### ■投資方針

- ① この投資信託は、主として、米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連した商品投資等取引に係る権利(以下「商品等」といいます。)を通じ、投資信託財産の1口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用することを基本方針とします。
- ② 当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、信託財産を組成します。
- ③ 次の場合には、上記①の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うことがあります。また、これにより、信託財産における商品等の買い建玉の時価総額の合計金額が純資産総額を超える運用の指図となる場合があります。
  - a. 対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
  - b. 信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行う場合
  - c. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合
- ④ 資金動向、市沢動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投 資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

## ■投資制限

株式への投資割合	株式への投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
為替ヘッジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
投資を行う公社債	投資を行う公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。 (格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

## ■分配方針

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 信託財産から生する配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
- ② 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - a. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、先物取引等取引益(評価益を含みます。)、追加信託差益金
  - b. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、先物取引等取引揖(評価損を含みます。)、追加儒託差損金
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ◆ファンドの決算日

原則として毎年1月15日および7月15日を決算日とします。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口単位です。

デガス 
「一年位です。 
手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 追加的記載事項

WTI原油先物取引の価格(円換算表示価格)と基準価額のかい離リスクについての説明資料

WTI原油価格連動型上場投信(以下「当ファンド」といいます。)の有価証券届出書のリスクの説明について、より詳細な説明をすることで投資家の皆様に当該リスクについてより理解を深めて頂くことを目的としております。

## 基準価額のかい離率リスクについて

当ファンドは、原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

a. 原油先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、投資する原油先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、投資している原油先物を売却し、乗り換え対象となる限月の原油先物を買付けることになりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、WTI原油先物取引の価格と基準価額およびその変動率がかい離することがあります。

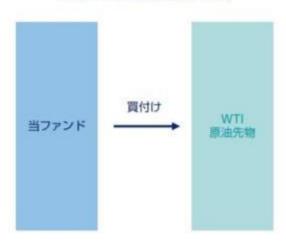
<以下略>

<有価証券届出書より抜粋>

## WTI原油価格連動型上場投信の仕組み

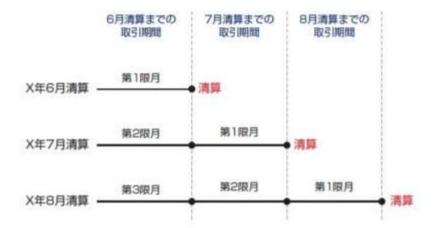
当ファンドの運用においては、投資家の皆様が当ファンドに投資したお金を、米ドルに変換した上で、主にWTI原油先物を 買い付けます。

## 当ファンドがWTI原油先物を購入



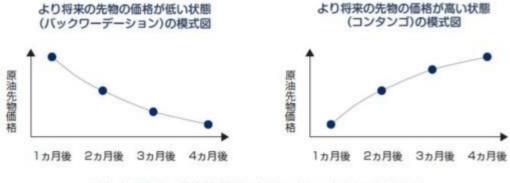
## WTI原油先物とはどのような商品でしょうか

- WTI原油は、米国テキサス州沿岸部の油田で産出される原油の総称で、WTIはWest Texas Intermediate(ウエスト・テキサス・インターミディエイト)の略です。
- WTI原油先物は、ニューヨーク商業取引所(NYMEX)等の商品取引所で取引されています。
- WTI原油先物の取引は、1ヵ月後のWTI原油価格、2ヵ月後のWTI原油価格、……12ヵ月後のWTI原油価格というように、将来のWTI原油の価格に対する市場の予想が織り込まれた価格で取引されています。1ヵ月後のWTI原油の価格予想が織り込まれた先物を第1限月、2ヵ月後のそれを第2限月……と言います。
- □ 1ヵ月先の先物はこの1ヵ月を過ぎてしまうと、それ以上取引は出来なくなり、精算が必要となります。その代わり、これまで2ヵ月後の先物であったものが、1ヵ月の時間経過により1ヵ月先の先物になります。



## WTI原油先物の限月別に価格差があります

- WTI原油先物は第1限月(1ヵ月後に清算を迎える先物)と第2限月(2ヵ月後に清算を迎える先物)との間には価格差があります。
- □ 現在より将来の原油価格が上昇すると市場が見込んでいる場合には、より将来の先物の価格が高い状態(コンタンゴ)となります。
- □ 逆に現在より将来の原油価格が下落すると市場が見込んでいる場合には、より将来の先物の価格が低い状態(バックワーデーション)となります。



## 最近のWTI先物の価格例(2011年3月末日時点、日本経済新聞タ刊より)

第1限月106(ドル/バレル) 第2限月107(ドル/バレル) 第3限月108(ドル/バレル)

市場のコンセンサスは 現在より将来の原油価格 が高い状態

## 先物の限月間価格差は市場環境により変動します

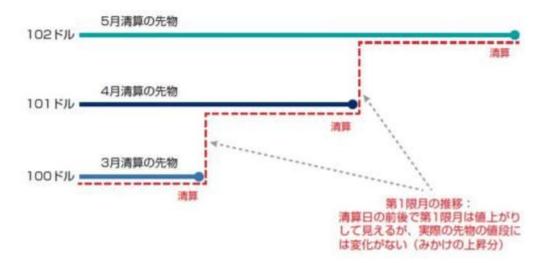
□ 限月間の価格差は、「より将来の先物の価格がより高い状態」が続くこともあれば、「より将来の先物の価格が低い状態」 が続くこともあります

## 2ヵ月先の先物と1ヵ月先の先物の価格差



## 限月清算日前後の対象指標の価格変化にはみかけの変化が含まれますが、このみかけの価格変化は当ファンドの 基準価額には反映されません

- □ 当ファンドの対象指標はWTI原油先物の第1限月です。これは当ファンドはWTI原油先物の第1限月の値動きと同じ値動きをすることを目指していることを意味します。
- □ この第1限月の値動きは下図の赤い破線で示されるように、3月清算の先物が第1限月の時には3月清算日までは100 ドルであっても、翌日からは4月清算の先物に読み換えられるため、101ドルなどとなったりします。
- □ この結果、3月清算日前後で、第1限月の価格はみかけ上は1ドル値上がりしたように見えますが、これは第1限月が参照する先物が変わっただけであり、実際の先物の値段(例えば3月清算の先物の値段)が上昇したわけではありません。
- □ この様に、より将来の先物の価格が高い状態では、3月清算の先物から4月清算の先物へ第1限月の参照先が読み換えられる際に、みかけの上昇分の上に実際の先物の変化率が加わります。
- □ 当ファンドの運用においては、このみかけの上昇分は基準価額に反映されないため、みかけの上昇分を含む対象指標の価格と当ファンドの基準価額とのかい離が拡大する要因となります。



当ファンドの運用ではロールオーバー取引を行います。ロールオーバー取引の前後で先物の保有枚数が変化すると、 原油先物価格の騰落率が当ファンドの基準価額に与える影響にも変化が生じます

□ 原油先物を運用対象とする場合、仮に第1限月に投資している場合には1ヶ月以内に限月最終日を迎えるため、その前に、より将来に清算日を迎える先物に乗り換えなければなりません。これをロールオーバー取引といいます。

#### より将来の先物の価格が高い場合のロールオーバー取引

- □ より将来の先物の価格が高い場合に、手元資金の範囲でロールオーバー取引を行うと、以下の図に示すようにロールオーバー後の先物保有枚数が減少します。
- □ 第1限月が100ドル/バレル、第2限月が101ドル/バレルの場合、資産総額は変わらないのですが、ロールオーバー取引により先物保有枚数が100万パレル分から99万パレル分まで減少します。
- □ このように先物の保有(量)枚数が減少すると、当ファンドの基準価額は原油先物価格の騰落率の影響をより小さく受けるようになります。
- □ つまり、対象指標の価格の変化よりも当ファンドの基準価額の変化が小さくなり、先物価格の上昇/下落にともない価格のかい離の拡大/縮小につながることがあります。



## より将来の先物の価格が低い場合のロールオーバー取引

- □ より将来の先物の価格が低い場合に、手元資金の範囲でロールオーバー取引を行うと、以下の図に示すようにロールオーバー後の先物保有枚数が増加します。
- □ 第1限月が100ドル/パレル、第2限月が99ドル/パレルの場合、資産総額は変わらないのですが、ロールオーバー取引により先物保有枚数が100万パレル分から101万パレル分まで増大します。
- □ このように先物の保有(量)枚数が増加すると、当ファンドの基準価額は原油先物価格の騰落率の影響をより大きく受けるようになります。
- □ つまり、対象指標の価格の変化よりも当ファンドの基準価額の変化が大きくなり、先物価格の下落/上昇にともない価格のかい難の拡大/縮小につながることがあります。



#### < WTI に関する免責事項>

CME グループの市場データは、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社およびその関連会社(以下、「シンプレクス」といいます。)の 特定の商品に関する情報源として、ライセンスに基づき使用されています。CME グループは、シンプレクスの商品およびサービスとは無関係で あり、シンブレクスの商品またはサービスのスポンサー、推奨、または販売促進を行うものではありません。CME グルーブは、シンブレクスの 商品およびサービスに関していかなる義務または責任も負いません。CME グループは、シンプレクスにライセンス供与された市場データの正確 性および/または完全性を保証するものではなく、その過誤、遺漏または中断について一切の責任を負わないものとします。CME グループとシ ンプレクスとの間のいかなる契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

CO., LTD. AND ITS AFFILIATES (HEREINAFTER "SIMPLEX" ). CME GROUP HAS NO OTHER CONNECTION TO SIMPLEX' S PRODUCTS AND SERVICES AND DOES NOT SPONSOR, ENDORSE, RECOMMEND OR PROMOTE ANY SIMPLEX' S PRODUCTS OR SERVICES, CME GROUP HAS NO OBLIGATION OR LIABILITY IN CONNECTION WITH SIMPLEX' S PRODUCTS AND SERVICES. CME GROUP DOES NOT GUARANTEE THE ACCURACY AND/OR THE COMPLETENESS OF ANY MARKET DATA LICENSED TO SIMPLEX AND SHALL NOT HAVE ANY LIABILITY FOR ANY ERRORS, OMISSIONS, OR INTERRUPTIONS THEREIN. THERE ARE NO THIRD-

信託金限度額

CME GROUP AND SIMPLEX.

・3兆円を限度として信託金を追加することができます

CME GROUP MARKET DATA IS USED UNDER LICENSE AS A SOURCE OF INFORMATION FOR CERTAIN PRODUCTS OF SIMPLEX ASSET MANAGEMENT

PARTY BENEFICIARIES OF ANY AGREEMENTS OR ARRANGEMENTS BETWEEN

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

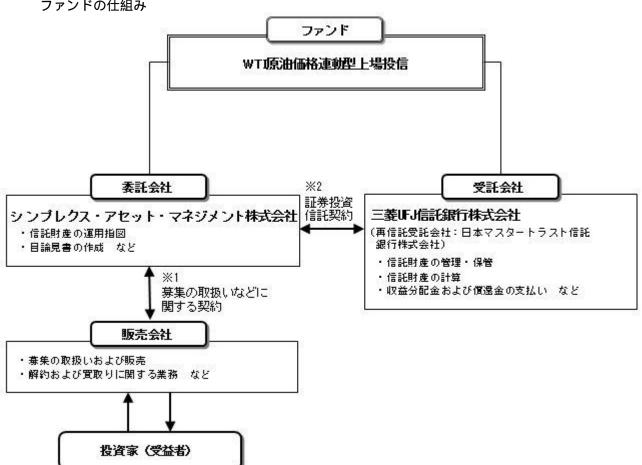
## (2)【ファンドの沿革】

2009年7月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始 2009年8月3日
- ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解
- 約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況 (2025年7月末現在)

1)資本金

370百万円

2)沿革

1999年11月:シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立 1999年12月:投資顧問業の登録 関東財務局長 第90 関東財務局長 第903号 2000年5月:投資網門業の登録 2000年5月:投資一任契約に係る業務の認可 2001年4月:投資信託委託業認可 2007年9月:金融商品取引業者登録 金融再生委員会 第2 内閣総理大臣 第5号 第27号

関東財務局長(金商)第341号

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株)シンプレクス・ファイナ ンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

この投資信託は、主として、米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連した商品投資等取引に係る権利(以下「商品等」といいます。)を通じ、投資信託財産の1口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用することを基本方針とします。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、信託財産を組成 します。

します。 次の場合には、上記 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うことがあります。また、これにより、信託財産における商品等の買い建玉の時価総額の合計金額が純資産総額を超える運用の指図となる場合があります。 a.対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合 b.信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行う場合 c.その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券 口. 商品投資等取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限ります。)

. 金銭債権

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ・為替手形有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連する商品等に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 . 国債証券 2 . 地方債証券

3 . 特別の法律により法人の発行する債券 4 . 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。

- . 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを
- ・いいます。) ・投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に規定するものをいいます。)なお、上記1.から上記4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上 ま5.および上記6.の証券を「投資信託証券」といいます。

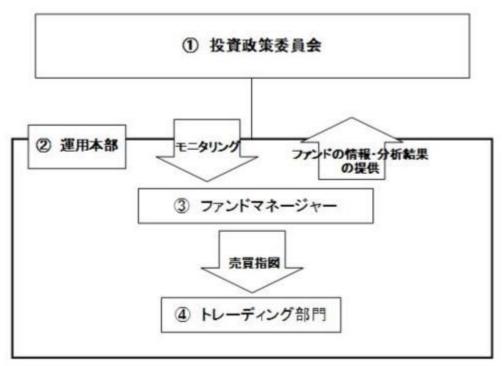
金融商品の指図範囲 前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運 用することの指図ができます。

- 1.預金
- . 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま 2 ・ 32~ - す。) 3 . コール・ローン 4 . 手形割引市場において売買される手形

- 1.委託会社が投資することを指図する商品等は、商品取引所等に上場されまたは取引されている
- ものとします。 2.上記1.に規定する商品等については、商品取引所等の最終取引日までに反対売買約定による相 殺決済を実行し取引を終了させるものとします。

## (3)【運用体制】

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融 情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。 運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定 します。 ファンド・マネージ<u>ャ</u>ー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理し

連用可能によって、ます。 ます。 トレーディング部門 ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則 リ売買の執行を行います。(ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断され る場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。)

長および管理本部長となっております。

運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

<要託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等> 当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合 などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社よ り受け取っております。

上記は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

収益分配方針

- 1)信託財産から生ずる配当等収益(受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。)から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分 配は行いません。
- 2)信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費 信託財産から主しる配当等収益と削期から繰り越した対配準備積立並は、毎計算期末にのける销貨用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り

越します。

- 3)毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。 イ)有価証券売買益(評価益を含みます。)、先物取引等取引益(評価益を含みます。)、追加信託 差益金、解約差益金

  - 口)有価証券売買損(評価損を含みます。)、先物取引等取引損(評価損を含みます。)、追加信託

とは、解約差損金 収益分配金の支払い 原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

## (5)【投資制限】

約款に定める投資制限

利利によりの投資可収 1)株式への投資は行いません。 2)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 3)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 4)投資を行う公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けの ない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

- 5)公社債の貸付の指図および範囲 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲

  - 日、安託会社は、信託財産の効率的な運用に負するため、信託財産に属する公社債を入頃に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

    2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

    3.前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

    4.委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

特別の場合の介質を10円間に対している。 外質建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の 国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7)外国為替予約の指図 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

8)資金の借入れ

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 上記 1. の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。 イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った 有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内 3. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期 間とします

- 間とします。
  4.借入金の利息は信託財産中より支弁します。
  9)デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、商品投資等取引を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  10)一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク 当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等や短期金融資産(以下「有価証券等」)および商品等(対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利をいい、原油先物取引を含みます。)を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。 払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。 WTI原油先物価格の変動リスク

当ファンドは、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動する投

資成果を目的として原油先物取引を活用しますので、原油先物価格の変動の影響を受けます。 原油先物の価格は、原油の生産・在庫・需要といった需給関係や天候、貿易動向、為替レート、金利、各国の政治・経済状況など様々な要因の影響を受けます。それらの要因等によって原油先物の価格が大幅に下落した場合、投資成果に重大な損失が生じることとなります。 為替変動リスク

病目を動うスプリング 当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が 生じることがあります。 金利変動リスク

当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等に投資します。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。 信用リスク

当ファンドは、有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、基準価 額が下落することがあります。

有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。 WTI原油先物取引の価格(円換算表示価格)と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを

- 一致した連出成果をの約束するものとはありません。
  は証することはできません。
  a. 原油先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、投資する原油先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、投資している原油先物を売却し、乗り換え対象となる限月の原油先物を買付けることになりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、WTI原油先物取引の価格と基準価額およびその変動率がかい離することがあります。

  「西海生物取引を注明」 甘油価額の本動率がWTI原油生物直近限日清管値の円換算表示の変動率
- b . 原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率 に連動することを目指すため、原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を上回ることがあります。また、場合によっては原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を下回ることであります。
- 「言計額が信託財産の純資産総額を下回ることもあります。 c. 資金の流入から実際に上場原油先物取引を買い付けるためのタイミングのずれの発生により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。 d. 原油先物取引が限月の最終取引日近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における、売買コストの負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になる可能性があります。 e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

流動性リスク

流動性リスク 有価証券等や原油先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、商品市場等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び原油先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないなってが表すられ、この場合には基準価額の下落専用となります。 付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

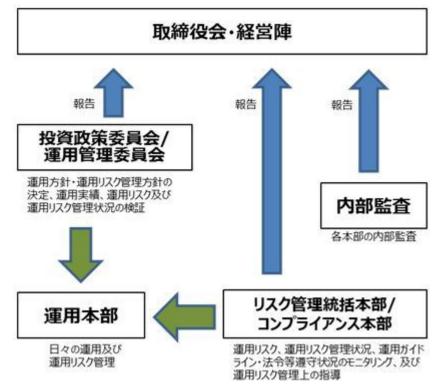
基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はあ
- りません。 ・商品市場等および金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止す ることがあります
- ・当ファンドは、原油そのものへの投資は行いません。 ・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わ ない場合があります
- ない場合があります。
  ・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び原油先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価するため、WTI原油先物直近限月清算値の円換算表示価格として発表されている価格の評価と必ずしも一致しておりません。
  ・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
  ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## (2)リスク管理体制



上記は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <流動性リスクの管理体制>

- が勤任り入りの旨達体的と ・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング などを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## (参考情報)

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

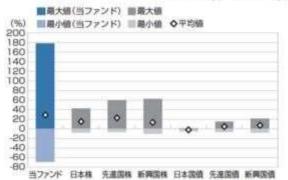
#### 2020年8月末~2025年7月末 当ファンドの年間騰落率(石軸) 分配金再投資基準優額(左軸) 50,000 200 45,000 180 40,000 160 35,000 140 30,000 120 25 000 100 20.000 BO 15,000 60 40 10.000 20 5.000 O 40 60 RO 2020年8月 2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月

- \*分配金再投資基準価額は、税引制の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。 2020年8月末を10,000として指数化しております。
- \*年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の名月末における1年間の機落率を表示 したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。

2020年8月末~2025年7月末



	当ファンド	日本株	先进国铁	新興田株	日本国情	先进四傳	斯邦思教
最大值	178.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小值	△ 68.7	a.7.1	0.58	0.97	A 5.5	46.1	A 7.0
平均值	29.0	15.2	22.9	13.4	621	4.8	7.3

- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは擦りません。
- \*2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の観傷率の最大値・最小 値・宰均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \*当ファンドは分配会再投資基準価額の優落率です。

※分配会両投資基準価額は、根引限の分配会を両投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### 各項程クラスの指数

| 日本株・・・・・・ 東京権賃貸款(TOPIX)(配当込み) 矢黒国株・・・ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース) 新興風株・・・ MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) 日本国債・・ NOMURA-BPI関値

先進国債・・・FTSE世界民権インテックス(取く日本、円ペース) 新興医債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

(注)海外の指数は、海豚ヘッジなしによる投資を想定して、円換算して約ります。

○代表的な資産クラスとの臓薬率の比較に用いた指数について

騰高率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村販合研究所が計算しており、その内容について、信適性、正確性、完全性、酸新性、調難性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰高率に関連して資産運用または投資判断をした結束生じた損害等、当該騰高率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 車局株価指数(TOPIX)(配当込み)

東脳株理指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に開課するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰露します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み。円ペース) MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み。円ペース)は、MSCI Inc. が開発した。日本を称く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産者その他一切の権利は、MSCI Indexに帰属します。

ISCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として貢出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI開信は、野村フィデューシャリー・リサーチをコンサルティング株式会社が発表している日本の国情市場の動向を的嫌に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、高極機、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチをコンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界協債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE世界関債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を称く世界主要国の関情の総合収益率を各市場の時機総額 で加重平均した複数です。なお、FTSE世界協債インデックスに関する著作権等の知的財務その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース) JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)は、JP. Morgan Securities LLCが算出、公表している。新興国が発行する関地通貨建て関値を対象にした複数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的資産権その他一切の権利は、JP. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料に かかる消費税等相当額を含みます。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コス トの対価です。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 販売会社は、 販売会社は、受益者が解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売 会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとしま

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

**委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記 により計算** した額に、下記により計算した額を加算して得た額とします。

信託財産の純資産総額に年10,000分の93.5(消費税込)以内の率を乗じて得た額

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率						
合計 委託会社 受託会社						
0.85% 0.80% 0.05%						

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%(消費税込)以内の額

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末または信託終 了のときに、信託財産から支払います。

### (4)【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券および原油先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われるで、1000年11月20日では100円である。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行った場合、その

借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息(下記 に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、随時、信託財産中か ら支弁します。 上記 に定める

上記 に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記1.から7.までに該当する業務を

- 委託する場合は、その委託費用を含みます。 1.この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用 基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随
- 2.振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 3 . 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の 作成、印刷および提出に係る費用
- . 目論見書(交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交
- ます。
- . 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提
- 出する場合の提出費用も含みます。)
  7.この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8.格付の取得に要する費用
- 9.この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用(信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。)
- 10. 受益権の上場に係る費用
- 11.対象指標その他これに類する標章の使用料

ファンドの上場に係る費用

- ・新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜 0.0075%)
- ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet 利用

委託会社は、上記 および に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規

模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

保等を考慮して、係る工限額を何時にても見直りことができまり。 上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すの場合において、上記、および、に定める議費用としていなす類は、信託財産の練姿産業額に

上記 の場合において、上記 および に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に 見積率(上記 に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。)を乗じて得た額とし、約款に規 定する計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしま

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象とな

ります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

支温性の元神时の訴訟 売却時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口 座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税 率による原象徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

3)解約金および償還金に対する課税

解約まるよび價基金に対する課税 解約時および償還時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および 地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収 ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方 税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。 確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡 益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りま す。)と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益(譲渡益)、収益分配金お よび特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等 の譲渡損失と損益通算が可能です。 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合 NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。 NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信 託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売 会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方 が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しく は、販売会社にお問い合わせください。 法人受益者の場合 1)受益権の売却時の課税 受益権の売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所

得と合算して課税されます。 3)解約金および償還金に対する課税 受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されま

す。 4)益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更 になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めしま

## (参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年1月16日~2025年7月15日

総経費率(①	)+② <b>)</b>	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.029	6	0.93%	0.09%

<sup>(</sup>注)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料等を除く)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した比率年率)です。

## 5【運用状況】

## 【WTI原油価格連動型上場投信】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	15,999,545,305	75.36
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		5,231,642,292	24.64
合計(純資産総額)		21,231,187,597	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
その他先物取引	買建	アメリカ	21,270,798,046	100.19

<sup>(</sup>注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	108,000,000	14,786.30	15,969,213,159	14,814.39	15,999,545,305	0.000	2025/10/9	75.36

## 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	75.36
合計	75.36

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

資産の 種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
その他 先物取 引		ニューヨー ク商業取引 所	WTI NYM 2510	買建	1,959	米ドル	126,319,391.8	18,870,853,941	135,033,870	20,172,709,839	95.01
		ニューヨー ク商業取引 所	WTI NYM 2511	買建	108	米ドル	6,900,476.4	1,030,862,169	7,350,480	1,098,088,207	5.17

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	取引価格(円)
第13計算期間末 (201	6年 1月15日)	45,989	45,989	1,985	1,985	1,948
第14計算期間末 (20	6年 7月15日)	43,570	43,570	2,199	2,199	2,177
第15計算期間末 (20	7年 1月15日)	45,685	45,685	2,541	2,541	2,540
第16計算期間末 (20	7年 7月15日)	41,419	41,419	2,043	2,043	2,040
第17計算期間末 (20	8年 1月15日)	37,029	37,029	2,716	2,716	2,719
第18計算期間末 (20	8年 7月15日)	27,246	27,246	3,057	3,057	3,060
第19計算期間末 (20	9年 1月15日)	20,404	20,404	2,203	2,203	2,242
第20計算期間末 (20	9年 7月15日)	20,646	20,646	2,579	2,579	2,590
第21計算期間末 (202	20年 1月15日)	18,499	18,499	2,564	2,564	2,555
第22計算期間末 (202	20年 7月15日)	117,070	117,070	869	869	870
第23計算期間末 (202	21年 1月15日)	77,045	77,045	1,062	1,062	1,051
第24計算期間末 (202	21年 7月15日)	57,294	57,294	1,549	1,549	1,535
第25計算期間末 (202	22年 1月15日)	45,810	45,810	1,884	1,884	1,875
第26計算期間末 (202	22年 7月15日)	32,368	32,368	2,900	2,900	2,916
第27計算期間末 (202	23年 1月15日)	26,744	26,744	2,450	2,450	2,440
第28計算期間末 (202	23年 7月15日)	25,917	25,917	2,588	2,588	2,589
第29計算期間末 (202	24年 1月15日)	24,010	24,010	2,720	2,720	2,725
第30計算期間末 (202	24年 7月15日)	21,561	21,561	3,520	3,520	3,530
第31計算期間末 (202	25年 1月15日)	22,593	22,593	3,518	3,518	3,520
第32計算期間末 (202	25年 7月15日)	21,867	21,867	3,062	3,062	3,045
	2024年 7月末日	18,694		3,113		3,195
	8月末日	19,555		3,027		3,035
	9月末日	18,932		2,745		2,765
	10月末日	22,901		3,003		3,010
	11月末日	22,011		2,972		2,973
	12月末日	22,176		3,232		3,230
	2025年 1月末日	17,438		3,289		3,320
	2月末日	16,342		3,106		3,085
	3月末日	17,445		3,076		3,060
	4月末日	16,196		2,582		2,568
	5月末日	17,471		2,650		2,645
	6月末日	21,706		2,917		2,887
	7月末日	21,231		3,291		3,258

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第13期	2015年 7月16日~2016年 1月15日	0.0000
第14期	2016年 1月16日~2016年 7月15日	0.0000

		月
第15期	2016年 7月16日~2017年 1月15日	0.0000
第16期	2017年 1月16日~2017年 7月15日	0.0000
第17期	2017年 7月16日~2018年 1月15日	0.0000
第18期	2018年 1月16日~2018年 7月15日	0.0000
第19期	2018年 7月16日~2019年 1月15日	0.0000
第20期	2019年 1月16日~2019年 7月15日	0.0000
第21期	2019年 7月16日~2020年 1月15日	0.0000
第22期	2020年 1月16日~2020年 7月15日	0.0000
第23期	2020年 7月16日~2021年 1月15日	0.0000
第24期	2021年 1月16日~2021年 7月15日	0.0000
第25期	2021年 7月16日~2022年 1月15日	0.0000
第26期	2022年 1月16日~2022年 7月15日	0.0000
第27期	2022年 7月16日~2023年 1月15日	0.0000
第28期	2023年 1月16日~2023年 7月15日	0.0000
第29期	2023年 7月16日~2024年 1月15日	0.0000
第30期	2024年 1月16日~2024年 7月15日	0.0000
第31期	2024年 7月16日~2025年 1月15日	0.0000
第32期	2025年 1月16日~2025年 7月15日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第13期	2015年 7月16日~2016年 1月15日	49.28
第14期	2016年 1月16日~2016年 7月15日	10.78
第15期	2016年 7月16日~2017年 1月15日	15.55
第16期	2017年 1月16日~2017年 7月15日	19.60
第17期	2017年 7月16日~2018年 1月15日	32.94
第18期	2018年 1月16日~2018年 7月15日	12.56
第19期	2018年 7月16日~2019年 1月15日	27.94
第20期	2019年 1月16日~2019年 7月15日	17.07
第21期	2019年 7月16日~2020年 1月15日	0.58
第22期	2020年 1月16日~2020年 7月15日	66.11
第23期	2020年 7月16日~2021年 1月15日	22.21
第24期	2021年 1月16日~2021年 7月15日	45.86
第25期	2021年 7月16日~2022年 1月15日	21.63
第26期	2022年 1月16日~2022年 7月15日	53.93
第27期	2022年 7月16日~2023年 1月15日	15.52
第28期	2023年 1月16日~2023年 7月15日	5.63
第29期	2023年 7月16日~2024年 1月15日	5.10
第30期	2024年 1月16日~2024年 7月15日	29.41
第31期	2024年 7月16日~2025年 1月15日	0.06
第32期	2025年 1月16日~2025年 7月15日	12.96

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

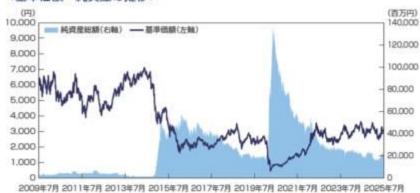
期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第13期	2015年 7月16日~2016年 1月15日	16,260,000	3,580,000
第14期	2016年 1月16日~2016年 7月15日	6,015,000	9,372,000
第15期	2016年 7月16日~2017年 1月15日	2,103,000	3,938,000
第16期	2017年 1月16日~2017年 7月15日	4,731,000	2,436,000
第17期	2017年 7月16日~2018年 1月15日	600,000	7,239,000
第18期	2018年 1月16日~2018年 7月15日	191,000	4,911,000
第19期	2018年 7月16日~2019年 1月15日	1,660,000	1,310,000
第20期	2019年 1月16日~2019年 7月15日	970,000	2,228,000
第21期	2019年 7月16日~2020年 1月15日	1,370,000	2,160,000
第22期	2020年 1月16日~2020年 7月15日	153,120,000	25,650,000
第23期	2020年 7月16日~2021年 1月15日	8,650,000	70,770,000
第24期	2021年 1月16日~2021年 7月15日	3,794,000	39,380,000
第25期	2021年 7月16日~2022年 1月15日	2,650,000	15,312,000
第26期	2022年 1月16日~2022年 7月15日	3,505,000	16,660,000
第27期	2022年 7月16日~2023年 1月15日	7,562,000	7,806,000
第28期	2023年 1月16日~2023年 7月15日	7,515,000	8,420,000
第29期	2023年 7月16日~2024年 1月15日	5,253,000	6,440,000
第30期	2024年 1月16日~2024年 7月15日	3,150,000	5,850,000
第31期	2024年 7月16日~2025年 1月15日	2,910,000	2,614,000
第32期	2025年 1月16日~2025年 7月15日	3,110,000	2,390,000

参考情報

# 運用実績

## (2025年7月31日現在)

## <基準価額・純資産の推移>



基準価額	3,291円
純資産総額	212.31億円

## <分配の推移>

決算期	分配金
2023年7月	0円
2024年1月	0円
2024年7月	OFF
2025年1月	OFF
2025年7月	0円
設定来累計	OFF

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

## <主要な資産の状況>

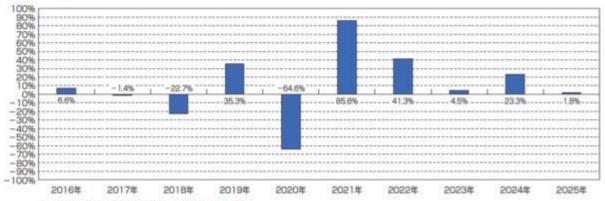
### ■資産の配分

	組入資産	比率	
債券	20	75.4%	
	米国債	75.4%	
現金等	1	24.6%	

#### ■商品先物取引の状況

取引内容	比率	
WTI原油商品先物	問建	100.2%
うち 2025年10月限	賈建	95.0%
うち 2025年11月限	買建	5.2%

### <年間収益率の推移> (鷹年ベース)



- ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
- ・2025年は年初来7月末までの騰落率を表示しています。
- ※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

- ・販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後5時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上に対応する金額を条件として取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後5時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

  (2)申込みの受付
  販売会社の世業ロに取け出
- - 販売会社の営業日に受け付けます。
- (3)取扱時間原則として
  - 削として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ 6 1°

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (4)上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa.~d.の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。
  a.取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日となる場合の当該申込日
  b.収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで

  - c.上記a.のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  - d.上記a.~c.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および
  - 上記a.~d.に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、 e . なお、 資金動向、市況動 向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、 取得の申込みを受け付ける場合があります。
- (5)申込金額

取得申込日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消 費税等相当額を加算した額です。

(6)申込単位

2万口以上で販売会社が定める単位

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### 委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス:http://www.simplexasset.com/

電 話 番 号:03-6843-1413

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(7)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8)受付の中止および取消

委託会社は、商品市場等および金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを 得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの 受付を取り消すことができます。

## 2【換金(解約)手続等】

## <解約請求による換金>

(1)受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を2万口として、委託会社の指定する販売会社がそれ ぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後5時までに、委託会社に一部解 約の実行を請求することができます。

(2)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3)取扱時間

原則として 則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

- (4)上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa.~d.の期日および期間における受益権の解約請求については、原則として、当該解約請求の受付けを停止します。 a.換金申込日当日が別に定める海外の休日と同日となる場合の当該申込日。

  - b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
  - 上記a.のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのある やむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  - 上記a.~c.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および d. 期間
  - なお、上記a.~d.に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、解約請求の申込みを受け付ける場合があります。 資金動向、市況動
- (5)解約制限

ありません。

(6)解約価額

解約申込日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス:http://www.simplexasset.com/

電 話 番 号:03-6843-1413

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

## (7) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(8)解約単位

2万口以上

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(9)解約代金の支払い

原則として、解約申込日から起算して5営業日目からお支払いします。

(10)受付の中止および取消

- 委託会社は、商品市場等および金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回でき
- ます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

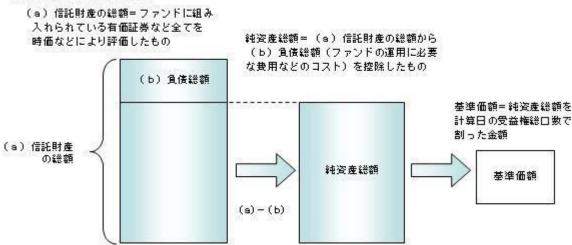
## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財 産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額を **います。**

## <基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す

# す。 <主な資産の評価方法>

有価証券先物取引等(外国)

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 原則として

- ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。) 銀行などの規定する価額(売気配料場を除きます。) に類する者をいいます。)、 価格情報会社の提供する価額 銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。 基準価額の照会方法 販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社> ホームページアドレス:http://www.simplexasset.com/

電 話 番 号:03-6843-1413

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします(2009年7月31日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

## (4)【計算期間】

原則として毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとします。

### (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること ができます
  - イ)対象指標の関連する商品等がその主たる取引所において上場廃止になったとき、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるよう な改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が10万口を下回ることとなった場合

    ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
    ハ)やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。) 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰
- 上償還させます
  - 上價遠させます。 イ)受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合。

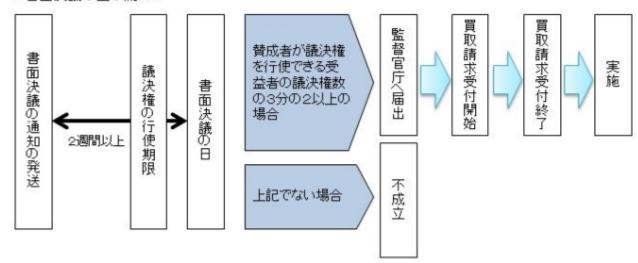
- 口)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合 ハ)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき ニ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、
- 書面決議で可決された場合、存続します。) ホ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして
- 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき なお、上記イ)について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
- 4)繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。 信託約款の変更など

- 1目記別款の変更など
   1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
   2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
   3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- 書面決議
- 緑上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合に おいて、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週 間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送しま
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 。なお、知れている
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 います
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。 5)当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい
- て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 6)当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対し た受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できま

## <書面決議の主な流れ>



公告 公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス http://www.simplexasset.com/ なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本 経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満 アの3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間 延長されるものとし、以後も同様とします。 延長されるものとし、以後も同様とします。 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、 1.他の受益者の氏名または名称および住所 受益者は、 次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

2.他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。 1)収益分配金受領権

- 収益分配金受領権 名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。 計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。 ただし、受益者が収益分配金をではます。
- ・ただし、 の金銭は委託会社に帰属します。

## (2)償還金受領権

- 信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (3)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま す。

## (4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間(2025年 1月16日から 2025年 7月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
- 1【財務諸表】

## 【WTI原油価格連動型上場投信】

## (1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第31期 (2025年 1月15日現在)	第32期 (2025年 7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,757,955,856	3,580,188,557
金銭信託	217,394	257,844
コール・ローン	116,966,567	93,375,925
国債証券	16,220,973,250	15,787,489,735
派生商品評価勘定	1,926,233,254	37,321,263
未収利息	416	895
前払金	176,030,814	2,302,846,974
その他未収収益	7,831,293	4 004 500 074
差入委託証拠金	1,498,071,288	1,931,522,871
流動資産合計	22,704,280,132	23,733,004,064
資産合計	22,704,280,132	23,733,004,064
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	130,057	1,774,921,127
未払受託者報酬	5,820,580	4,908,427
未払委託者報酬	93,129,226	78,534,706
その他未払費用	11,886,324	7,528,107
流動負債合計	110,966,187	1,865,892,367
負債合計	110,966,187	1,865,892,367
純資産の部		
元本等		
元本	38,711,816,000	43,051,976,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	16,118,502,055	21,184,864,303
(分配準備積立金)	3,053,950,760	3,055,778,425
元本等合計	22,593,313,945	21,867,111,697
純資産合計	22,593,313,945	21,867,111,697
負債純資産合計	22,704,280,132	23,733,004,064

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第31期 (自 2024年 7月16日 至 2025年 1月15日)	第32期 (自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)
営業収益		
受取利息	69,867,559	43,694,301
有価証券売買等損益	414,366,506	272,097,865
派生商品取引等損益	51,855,086	1,126,836,096
為替差損益	131,410,120	1,205,926,352
その他収益	72,199,926	46,279,207
営業収益合計	739,699,197	1,970,691,075
営業費用		
受託者報酬	5,820,580	4,908,427
委託者報酬	93,129,226	78,534,706
その他費用	12,871,912	8,358,040
営業費用合計	111,821,718	91,801,173
営業利益又は営業損失( )	627,877,479	2,062,492,248
経常利益又は経常損失( )	627,877,479	2,062,492,248
当期純利益又は当期純損失( )	627,877,479	2,062,492,248
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	15,366,185,534	16,118,502,055
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,586,706,000	6,653,170,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	7,586,706,000	6,653,170,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,966,900,000	9,657,040,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	8,966,900,000	9,657,040,000
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金()	16,118,502,055	21,184,864,303

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法
国債証券
個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。
(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。
計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のがずれかから入手した価額で評価しております。
(3)時価が入手できなかった有価証券
適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額をしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額をご評価しております。

2.デリバティブ取引等の評価基準及び
評価方法

為替予約取引

〜 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価して おります。

3. その他財務諸表作成のための基礎と外貨建取引等の処理基準

なる事項

が負達取引きの処理器学 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府 令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

第31期(2025年 1月15日現在)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## 第32期(2025年 7月15日現在)

同上

(貸借対照表に関する注記)

		<u> </u>			
	区分	第31期 (2025年 1月15日現	]在)	第32期 (2025年 7月15日	現在)
1.	信託財産に係る期首 元本額、期中追加設 定元本額及び期中解 約元本額				
		期首元本額	36,927,528,000円	期首元本額	38,711,816,000円
		期中追加設定元本額	17,541,480,000円	期中追加設定元本額	18,747,080,000円
		期中解約元本額	15,757,192,000円	期中解約元本額	14,406,920,000円
2.	受益権の総数		6,422,000□		7,142,000□
3.		貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っている差額	16,118,502,055円	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っている差額	21,184,864,303円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<u>( 損益及ひ剰余金計算書に関する汪記)</u>		
項目	第31期 (自 2024年 7月16日 至 2025年 1月15日)	第32期 (自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)
1.分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	142,067,485円	89,973,508円
B 分配準備積立金	3,084,196,527円	3,053,950,760円
C 配当等収益額合計(A+B)	2,942,129,042円	2,963,977,252円
D 経費	111,821,718円	91,801,173円
E 収益分配可能額 (C-D)	-円	-円
F 収益分配金額	-円	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	3,053,950,760円	3,055,778,425円
H 口数	6,422,000□	7,142,000□
Ⅰ 分配金額(1口当たり)	-円	-円
2.その他費用	主に印刷費用、上場関連費用 及びライセンス料でありま	-
	す。	

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第31期	第32期	
话口	(自 2024年 7月16日	(自 2025年 1月16日	
<b>坦日</b>	至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)	

	·		月仙此分牧古香(内国牧县后司
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、 投資信託約款に規定する運用の基本方針 に従い、有価証券等の金融商品に対する 投資として運用することを目的としてい ます。	同左	
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	います。 一の対際価場金さ ま受産候のを油資ま 替り が表別の対象機格リ利ら当すけ・、政受先成す当予バッ 当発象機格リ利ら当すけ・、政受先成す当予バッ といるて発リス性ー 引動、関金要にたこ のす間 はな府投ス性ー 引動、関金要にたこ のすり はな府投ス性ー 引動、関金要にたこ のす間 はな府投ス性ー 引動、関金要にたこ のすり はな所投ス性ー 引動、関金要にたこ のすり はな所投ス性ー 引動、関金要にたこ のすり をのの格需ト々因落じ 決り気 は利引の方がない。 大の格需トタ因落じ 決り気 をのする、カースがす。 は利引の方がない。 大のもにが は利引 がのをにが は利引 がのがまる、 がのがない。 は利引の方に 大きのに のすり をのいるで がのがない。 は利引が、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がのが、 がいがが、 がいがが、 がいががが、 がいがが、 がいがが、 がいがががががががががが	同左	
	りパティン取引は、ことがある 外貨の受渡しを伴うことから、為替相場 の変動によるリスクは限定的でありま す。		
3.金融商品に係るリスク管理体制	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	同左	
全融商品の時価等に関する事項	<u></u>		

金融商品の時価等に関する事項

項目	第31期 (2025年 1月15日現在)	第32期 (2025年 7月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差 額	·	同左
2.時価の算定方法	「注記表(重要な会計方針に係る事項 に関する注記)」に記載しております。	(1)有価証券 同左
	「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(2)デリバティブ取引同左
	l` '	(3)上記以外の金融商品 同左 -
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第31期 (2025年 1月15日現在)	第32期 (2025年 7月15日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	120,351,363	129,340,203	
合計	120,351,363	129,340,203	

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

第31期(2025年 1月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
OJAXSI	売建	2,601,730,205	-	2,601,860,262	130,057
	米ドル	2,601,730,205	1	2,601,860,262	130,057
	合計	2,601,730,205	-	2,601,860,262	130,057

### 第32期(2025年7月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等 ————————————————————————————————————		時価	評価損益
	<b>作里</b> 夫只	, 关约领守	うち1年超	h <b>4</b> JIM	計測摂益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
U) 4X 51	売建	764,832,180	-	764,860,670	28,490
	米ドル	764,832,180	1	764,860,670	28,490
	合計	764,832,180	-	764,860,670	28,490

#### (注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - (1)計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
  - (2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該 日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている 対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値 で評価しております。
- 3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## (商品関連)

第31期(2025年 1月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等 — 契約額等		時価	**************************************	
<b>运</b> 力	作里天具	关約領守	うち1年超	h4.1.IM	評価損益 	
市場取引	原油先物取引					
	買建	18,079,851,462	-	20,006,084,716	1,926,233,254	
	合計	18,079,851,462	•	20,006,084,716	1,926,233,254	

## 第32期(2025年7月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	】   契約額等 <del></del>		時価	評価損益
	/T里犬只	关約領守	うち1年超	h4.J.M	計測摂血
市場取引	原油先物取引				
	買建	22,840,809,384	-	21,103,238,010	1,737,571,374
	合計	22,840,809,384	-	21,103,238,010	1,737,571,374

## (注)1.時価の算定方法

商品先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 商品先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。
- 4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第31期	第32期
(2025年 1月15日現在)	(2025年 7月15日現在)
1口当たりの純資産額 3,518円	1口当たりの純資産額 3,062円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(イ)株式

該当事項はありません。

(ロ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BILL-0.0%-25/10/09	108,000,000.00	106,896,132.00	
	米ドル 小計		108,000,000.00	106,896,132.00	
				(15,787,489,735)	
	合計			15,787,489,735	
				(15,787,489,735)	

(注1)通貨種類毎の小計の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	1銘柄	72.2%	100.0%

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

## 【WTI原油価格連動型上場投信】

## 【純資産額計算書】

資産総額	21,266,743,238円
負債総額	35,555,641円
純資産総額( - )	21,231,187,597円
発行済口数	6,452,000□
1口当たり純資産額( / )	3,291円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換

委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券 受益者は、 から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わない ものとします

- (2)受益者に対する特典
  - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容
  - 譲渡制限はありません。
  - 受益権の譲渡

  - 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知す
  - るものとします。 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。 受益権の譲渡の対抗要件
  - 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する
- ことができません。 (4)受益証券の再発行
  - 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行わないものとします。
- (5)受益権の再分割
  - 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等(2025年7月末現在) 資本金 発行する株式の総数 370百万円 12,000株 発行済株式の総数 7.400株 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はございません。

# (2)委託会社の機構 会社の意思決定機関

<株主総会> 株主総会は、 株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の 変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

### 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

- ・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報お よび各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。 運用本部
- ・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づい て、運用計画を決定します。 ファンド・マネージャー

- ・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用 方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。 トレーディング部門 ・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行っ
- たうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設 定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っていま す
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2025年7月31日現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

ファント	・の種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式	<b>大投資信託</b>	89	803,287
単位型株式	<b>大投資信託</b>	47	142,108
単位型公社	債投資信託	3	5,792
合	計	139	951,187

# 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令 第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内 閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

( 畄位・千田 )

		(112.113)
期別	前事業年度	当事業年度
科目	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)

1			金	額			<u>証券報告書(内国投貨</u> 額
				<b>耐</b>		<u></u> 並	<b>合</b> 其
(資産の部)							
流動資産							
1 現金	・預金			8,322,132			9,552,500
2 直販	顧客分別金信託			100			100
3 前払	費用			20,977			21,486
4 未収	委託者報酬			552,306			581,176
5 未収	運用受託報酬			2,838,870			2,559,630
6 未収	投資助言報酬			59,563			32,759
7 その	他			118,097			191,864
流動資産	計			11,912,047			12,939,517
固定資産							
1 有形	固定資産			14,540			14,046
(1)建	<b>建物付属設備</b>	*1	3,710		*1	3,066	
(2)器	<b>喜具備品</b>	*1	10,830		*1	10,979	
2 無形	固定資産			580			72
(1)電	話加入権		580			72	
3 投資	その他の資産			97,218			98,085
(1)投	<b>设有価証券</b>		21,684			21,324	
(2)長	與其一個		74,617			76,044	
(3)	その他		916			716	
固定資産	計			112,339			112,203
資産合計				12,024,386			13,051,721

#a Dil	前事業	年度	当事業年度		
期別科目	(2024年3月	31日現在)	(2025年3月31日現在)		
	金	額		額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金		89,089		83,742	
2 未払金		3,127,319		3,595,491	
3 関係会社未払金		4,950		4,950	
4 未払費用		42,751		44,455	
5 未払法人税等		1,531,376		1,162,926	
6 未払消費税等		409,975		111,249	
7 前受金		37,520		17,980	
流動負債計		5,242,983		5,020,795	
固定負債					
1 資産除去債務		25,506		25,506	
2 繰延税金負債		969		842	
固定負債計		26,475		26,348	
負債合計		5,269,458		5,047,144	
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		370,000		370,000	
2 利益剰余金					
(1)利益準備金	92,500		92,500		
(2)その他利益剰余金					

	1			
繰越利益剰余金	6,291,089		7,540,872	
利益剰余金計		6,383,589		7,633,372
株主資本計		6,753,589		8,003,372
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		1,337		1,204
評価・換算差額等計		1,337		1,204
純資産合計		6,754,927		8,004,577
負債・純資産合計		12,024,386		13,051,721
				_

# (2)【損益計算書】

				(単位:千円)	
	前事業	年度	当事業	年度	
期別	(自 2023年	4月 1日	(自 2024年4月 1日		
科目	至 2024年	3月31日)	至 2025年3月31日)		
	金	額	金	額	
営業収益					
1 委託者報酬	7,871,197		7,670,040		
2 運用受託報酬	5,100,427		5,897,341		
3 投資助言報酬	98,557		133,451		
4 その他営業収益	26,509	13,096,692	55,604	13,756,436	
営業費用	20,000	10,000,002	00,004	10,700,400	
1 支払手数料	139,793		173,353		
2 調査費	100,700		, 333		
(1)調査費	68,385		72,873		
(2)委託調査費	130,426		73,810		
3 委託計算費	57,665		53,808		
4 通信費	6,449	402,721	8,422	382,269	
一般管理費	,	,	,	,	
1 給料					
(1)役員報酬	1,513,388		1,571,897		
(2)給料・手当	440,373		461,983		
(3)賞与・退職金等	3,004,356		3,431,794		
2 交際費	9,568		8,954		
3 旅費交通費	39,080		20,373		
4 業務事務委託費	29,019		24,833		
5 租税公課	138,578		140,402		
6 不動産賃借料	113,321		119,840		
7 固定資産減価償却費	4,622		5,362		
8 諸経費	*1 276,013	5,568,322	*1 304,033	6,089,474	
営業利益		7,125,648		7,284,693	
営業外収益					
1 受取利息	3,652		21,905		
2 為替差益	88,131		-		
3 受取配当金	0		-		
4その他の営業外収益	-	91,784	929	22,834	
営業外費用					
1 為替差損	-		8,939		
2 投資有価証券売却損	76		12		

3 その他の営業外費用	4	80	38	8,990
経常利益		7,217,352		7,298,537
特別利益				
1 保険金収入	297	297	-	-
特別損失				
1 固定資産除却損	0	0	508	508
税引前当期純利益		7,217,649		7,298,029
法人税、住民税及び事業税	1,910,940	1,910,940	2,048,243	2,048,243
当期純利益		5,306,709		5,249,786

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

(辛四・口口)								
			評価・換算 差額等					
			利益剰余金				仕次立る台	
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計	
		準備金	繰越 利益剰余金	合計		計画左領並		
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988	
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	2,000,005	2,000,005	2,000,005	-	2,000,005	
当期純利益	-	-	5,306,709	5,306,709	5,306,709	-	5,306,709	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	235	235	
当期変動額合計	-	-	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939	
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927	

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

(羊位・111)							
		評価・換算 差額等					
			利益剰余金				/+:/# <del>*</del> ^ -1
	資本金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	4,000,003	4,000,003	4,000,003	-	4,000,003
当期純利益	-	-	5,249,786	5,249,786	5,249,786	-	5,249,786
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	133	133
当期変動額合計	-	-	1,249,783	1,249,783	1,249,783	133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

[重要な会計方針] 1.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 、決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動 平均法により算定)

# 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備について は、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年~18年 3年~15年

(2)無形固定資産

ル目だるだ。 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間(3年又は5年)に基 づく定額法を採用しております。

## 3. 収益の計上基準

出土金子 当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。 れらには成功報酬が含まれる場合があります。

グを記者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受 取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しており 当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取りま

当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に 基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬 投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務 を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。 また、当社のグループ会社の展別のます。

基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[注記事項]

(1) 103-3-7) (貸借対照表関係) \*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります

<u>…「円が回た貝性の減慢回外系</u>	11 領は以下のこのりてのりより。	
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
建物付属設備	55,251千円	55,895千円
器具備品	33,343千円	37,861千円
計	88,594千円	93,757千円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>

(損益計算書関係)

\*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
<b>男</b>	18 000壬田	18 000千円

諸経費 18,000十円 18,000十円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

1 . 70137777720071	(十四・か)			
	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

# 2.配当に関する事項 (1)配当金支払額

(単位:株)

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

# 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

## 2. 配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

### 以下の決議を予定しております

	<del></del>				
決議	株式の種類	配当金の総額   (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

# (リース取引関係)

# 1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位・千円)

		(十四・113)
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 ( 2025年3月31日 )
1年以内	65,716	65,716
1年超	164,290	98,574
合計	230,007	164,290

# (金融商品に関する注記)

# 1.金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用 については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を 第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

# (2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。 投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒さ れております。

ではいっとす。 営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

# (3)金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。 流動性リスク

上記のとおり 営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び 営業債務の流動性リスクは僅少であります。 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体(投資先企業)の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,684	21,684	-
資産計	21,684	21,684	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,324	21,324	-
資産計	21,324	21,324	-

- (注)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注1)有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

# (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	_	-
合計	87	21,596	-	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

<u>コチ未一及(2020年07]07日)</u>	(+12.113)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	21,324	-	-
合計	_	21,324	_	-

- (注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

# (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品 前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券 その他有価証券	1	87	-	87	

合計	-	87	-	87	
----	---	----	---	----	--

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,596千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす 投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないた め、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

### 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	区分	時価				
		レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
	投資有価証券 その他有価証券	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

# (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないた

### (有価証券関係)

### 1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券			
投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,519	9,377	857
小計	8,519	9,377	857
合計	21,684	19,377	2,306

# 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	704
小計	8,573	9,277	704
合計	21,324	19,277	2,047

# 2.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	-	12

### (デリバティブ取引関係) 該当事項はありません。

(退職給付関係) 該当事項はありません。

( 持分法損益等 ) 該当事項はありません。

(税効果会計関係) 1 繰疵税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1.綵些忛並貝性及ひ綵些忛並貝側の光土の土な原因別の内訳					
	前事業年度	当事業年度			
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)			
繰延税金資産					
未払費用否認	18,431千円	20,058千円			
未払事業税	95,643千円	60,464千円			
その他有価証券評価差額金	262千円	222千円			
資産除去債務	7,809千円	8,039千円			
繰延税金資産小計	122,147千円	88,785千円			
評価性引当額(注)	122,147千円	88,785千円			
繰延税金資産合計	-	-			
繰延税金負債					
その他有価証券評価差額金	969千円	842千円			
固定資産(除去費用)	0千円	0千円			
—— 繰延税金負債合計	969千円	842千円			
繰延税金負債の純額	969千円	842千円			

<sup>(</sup>注)評価性引当額が33,361千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が35,178千円減少したことによります。

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因と

なった土妛な垻日別の内訳		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.9%	0.5%
特別税額控除	5.1%	2.1%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	28.1%

3.決算日後における法人税等の税率の変更 「所得税法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、 2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税 金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更されることとなりました。 この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの (1)当該資産除去債務の概要\_\_\_\_\_\_

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を 計算しております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	25,506千円	25,506 千円
時の経過による調整額	-	
期末残高	25,506千円	25,506 千円

(収益認識関係) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報 は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	3,489,973千円	3,878,257千円
運用受託報酬	1,505,103千円	1,706,530千円
投資助言報酬	98,557千円	133,451千円
_成功報酬	7,976,547千円	7,982,593千円
顧客との契約から生じる収益	13,070,182千円	13,700,832千円
その他の収益	26,509千円	55,604千円
外部顧客への売上高	13,096,692千円	13,756,436千円

(セグメント情報等) セグメント情報 当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# 関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

# 2 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごと の有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

(注)委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
「シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

(注)委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

ホールディ

(関連当事者との取引) 1.関連当事者との取引 (1)財務諸表提出会社の親会社等

(1) 財務諸表定山云江公司 前事業年度(自 2023年4月1日 至 資本金 2024年3月31日) 議決権等 文は 会社等の 事業の内容 の所有 関連当事者 取引金額 期末残高 種 類 所在地 取引の内容 科目 又は職業 (千円) 名称 出資金 (被所有) (千円) との関係 千円) 割合(%) 株)シンプレ クス・ 持株会社形 式の子会社 支配、役員 の兼任 (被所有) 経営指導 ファイナン 東京都 子会社 関係会社 親会社 370,000 直接・ ・管理料 18,000 4,950 シャル・ 支配・管理 千代田区 未払金 100% の支払

当事業年度(白 2024年4日1日 至 2025年3日31日)

<u> </u>		<u>UZ+++/</u>	<u> </u>	2020 <del>1</del> 0/10						
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) _割合(%)_	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) シスイナ・ファマルディング・カーグ	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形 式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導 ・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

- 1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件によ り報酬の支払いを行っております。
- 2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。
- (3) 財務諸表提出会社の子会社等 該当事項はありません。
- (4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シストメ港ニ プアマトンカ・シーテット・ッド リーテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	4,944,390	未収運用 受託報酬	2,820,466
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレク ス・キャピ タル・イン	東京都	10,000	投資事業組 合財産の運	_	投資助言 契約 私募取扱	投資助言 報酬の受取 (注) 私募取扱	72,815	未収投資 助言報酬	46,695
を持つ会社	ベストメント(株)	千代田区	千円	用及び管理		契約 役員の 兼任	私募取扱 手数料の 受取 (注)	21,703	その他流 動資産	12,713

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

<u> </u>	<u> </u>	<u> 2024<del>4</del>4</u> /	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	<u>2023年3</u> 7 事業の内容 又は職業	議決権等   の所有  (被所有)  割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シストメントン シストメン・・ンシン・ション・ション・・ション・・ション・ション・ション・ション・ション	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	5,776,762	未収運用受託報酬	2,537,584
	、シンプレク					投資助言 契約 経営助言等	投資助言 報酬の受取 (注)	84,962	未収投資 助言報酬	21,045
同一の 親会を を持て 会社	ス・キャピタル・インベストメン	東京都千代田区	10,000 千円	投資事業組 合財産の運 用及び管理	-	契約 私募取扱	経営助言等 報酬の受取 (注)	10,815	その他流 動資産	4,719
	下(株)					契約 投員の 兼任	私募取扱 手数料の 受取(注)	33,763	その他流 動資産	9,506

# (注)取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引宗件のよび取引宗件の決定方針等

   シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
   シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
   取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.親会社に関する注記 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス(東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場)

# (1株当たり情報)

前事業年度		当事業年	
(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	_	(自 2024年4 至 2025年3	
至 2024年3月31日	])	至 2025年3	3月31日)
1株当たり純資産額	912,828円05銭	1株当たり純資産額	1,081,699円66銭
1株当たり当期純利益金額	717,122円91銭	1株当たり当期純利益金額	709,430円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり	) 当期純利益金 📗	なお、潜在株式調整後1株	当たり当期純利益金
額については、潜在株式が存在し	ないため、記	額については、潜在株式がず	字在しないため、記載
載しておりません。		しておりません。	

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	5,306,709 千円	5,249,786 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,306,709 千円	5,249,786 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

<sup>(</sup>重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがな
- いものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定め
- 取引の公正を書し、または金融商品取引業の信用を失墜させるのぞれがないものとして内閣府やで走めるものを除きます。)。

  (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

  (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

  (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為
- れのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会社

,	XIIIX		
	名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

# <再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円 (2025年3月末現在)

:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に 基づき信託業務を営んでいます。 事業の内容

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

### (2)販売会社

資本金の額   (2025年3月末現在)	事業の内容
4,930百万円 (2024年12月末現在)	
135,000百万円	
54,323百万円	
83,616百万円 (2024年12月末現在)	
73,272百万円	金融商品取引法に定める第
96,307百万円 (2024年12月末現在)	一種金融商品取引業を営ん でいます。
10,000百万円	
38,945百万円 (2024年12月末現在)	
102,025百万円	
	4,930百万円 (2024年12月末現在) 135,000百万円 54,323百万円 83,616百万円 (2024年12月末現在) 73,272百万円 96,307百万円 (2024年12月末現在) 10,000百万円 38,945百万円 (2024年12月末現在)

EDINET提出書類

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

BofA証券株式会社	83,140百万円 (2024年12月末現在)

# 2【関係業務の概要】

(1)受託会社 ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを 行います。 (2)販売に対けるフェンドの意集の関係し、紹介なよび開盟は2に関する業務などを行います。

日本におけるファンドの募集の取扱い、解約および買取りに関する業務などを行います。

# 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。 (2)販売会社

該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 4月15日	有価証券届出書
2025年 4月15日	有価証券報告書

### 立監査人の監 查 報 告 書

2025年6月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御

# 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 橋 秀 和 高

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 倉 持 奈美子

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査 を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレス・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の 状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情

報である。 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施してい

# 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

財務語表に対する経営有及び監貨役の真性 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある 提合には当該事項を関示する責任がある

場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正で当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、機業的機関のもには、これにおいての関係を行い、機能を持ちている。

ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

EDINET提出書類

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙見 昂平

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているWTI原油価格連動型上場投信の2025年1月16日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WTI原油価格連動型上場投信の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人とし てのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(E14415)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ᄓᇛᇝᇬᇬ ᄓᅳᄷᆝᇵᆇᄭᇵᄧᅕᅩᅺᆄᆠᆠᆓᅷᆠᇵᇄᅳᄝᄼᅕᇉᄜᅝᅷᆠᇰᆈᅁᄷᄡᄼᆇᆉᅷᇰ

- に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

<sup>2.</sup>XBRLデータは監査の対象には含まれていません。